

広島高速道路公社建設工事総合評価落札方式 に伴う自己採点方式について

平成25年5月
技術管理課

1 概要

広島高速道路公社が発注する建設工事の総合評価落札方式において、自己採点方式を採用し、落札者決定に至るまでの審査期間の短縮や審査に係る業務の軽減を図ります。

2 自己採点方式とは

自己採点方式とは、入札者が技術提案書作成時に「企業の実績・能力」・「配置予定技術者の実績・能力」に係る各評価項目について、自己採点を行い技術提案書等と併せて提出します。

発注者は、自己採点の得点とその他の評価項目の得点を足し合わせた技術評価点及び入札価格により算出された評価値が最も高い者について、次の評価基準に基づき自己採点の審査を行います。

・過大評価の場合

各評価項目の自己採点が発注者の審査の得点より高い場合、0点とします。

例→入札者の自己採点4.0点、発注者の審査2.0の場合、その評価項目に係る最終得点は0点とする。

・過小評価の場合

各評価項目の自己採点が発注者の審査の得点より低い場合、自己採点を上限とします。

例→入札者の自己採点2.0点、発注者の審査4.0の場合、その評価項目に係る最終得点は2.0点とする。

審査の結果、評価値の最も高い者に変動が生じた場合、再度評価値が最も高くなった者の審査を行い、以降決定するまで繰り返し審査を行います。

なお、各評価項目の配点の上限を超える自己採点の得点については、審査を行わない者の自己採点の得点であっても0点とします。

また、「簡易な施工計画（技術的所見）」・「配置予定技術者の能力（ヒアリング）」の審査はすべての有効な入札者について行います。

《自己採点項目（簡易型の例）》

評価項目	自己採点
ア 簡易な施工計画（技術的所見）	—
イ 企業の実績・能力	
同種工事における優良工事施工団体表彰の有無	○
同種工事における工事成績評定点の3件の平均点	○
ウ 配置予定技術者の実績・能力	
同種工事における主任（監理）技術者または現場代理人としての工事成績評定点の3件の平均点	○
同一業種における主任（監理）技術者の優秀技術者表彰の有無	○
同種・同規模工事における従事役職	○
主任（監理）技術者の保有する専門資格	○
継続教育（CPD）の取組み	○
エ 配置予定技術者の能力（ヒアリング）	
工事理解度	—
取組姿勢	—
コミュニケーション力	—

※「○」自己採点する項目 「—」自己採点が不要な項目

3 結果の公表について

入札結果は落札者決定後、広島高速道路公社ホームページへ掲載します。

掲載内容は、予定価格、各評価項目の得点、技術評価点、入札価格及び評価値とします。

なお、評価値が2位以下の者については、自己採点の審査を行わない場合があるため、技術評価点及び評価値は正しいものとは限りません。

参考資料（自己採点の審査例）

自己採点表

商号又は名称：〇〇建設株式会社

区分	評価項目	評価基準	配点	得点 (自己採点)	発注者の 評価
企業の 実績・ 能力	平成15年度以降の同種工事 における優良工事 表彰の有無	広島高速道路公社表彰の実績あり	2.0	2.0	1.0 ←発注者の審査 ↓ 0.0 ←最終評価
		上の表彰の実績あり	0.0		
	平成22年度以降の における工事成績評定点の3 件の平均点	70点を超え80点未満	}	1.5	1.5
		70点以下	}	0.0	
配置予定 技術者の 実績・ 能力	平成20年度以降の同種工事 における主任（監理）技術者 又は現場代理人としての工事 成績評定点3件の平均点	80点以上	}	2.0	2.0
		70点を超え80点未満	}	2.0	
		70点以下	}	0.0	
	平成15年度以降 における主任（監理） の優秀建設技術者表 彰の有無	優秀建設技術者表彰の実績あり	2.0	1.0	2.0 ←発注者の審査 ↓ 1.0 ←最終評価
		上の表彰の実績あり	0.0		
	平成20年度以降の 規模工事における従事役職	現場代理人としての施工実績あり	2.0	2.0	2.0
		施工実績なし	0.0		
	主任（監理）技術者の保有す る専門資格	1級〇〇技術者	1.0	1.0	1.0
		2級〇〇技術者	0.5		
		保有専門資格なし			
継続教育（CPD）の （前年度1年間の学	20単位以上取得	1.0	2.0	0.0 ←最終評価	
	各評価項目の配点の上限を超えた自 己採点の場合、「0点」とする。 （審査を行わない入札者も含む）	0.0			
得点の合計			12.0	11.5	7.5

1 過大な自己採点の場合
 入札者の自己採点より発注者の審査
 の評価が低い場合、「0点」とする。
 入札者の自己採点 「2.0点」
 発注者の審査 「1.0点」
 最終評価 「0.0点」

2 過小な自己採点の場合
 入札者の自己採点より発注者の審査
 時の評価が高い場合、自己採点を上限
 とする。
 入札者の自己採点 「1.0点」
 発注者の審査 「2.0点」
 最終評価 「1.0点」

3 評価項目の上限値を超える場合
 各評価項目の配点の上限を超えた自
 己採点の場合、「0点」とする。
 （審査を行わない入札者も含む）
 入札者の自己採点 「2.0点」
 配点の上限値 「1.0点」
 最終評価 「0.0点」

審査後の得点で再計算を行い、評価値が1位か確認を行う。
 2位の者と順位が入れ替われば、新たに1位となった者の自己採点表の審査を行う。
 なお、1位の者が2者以上となる場合は、くじにより決定します。